

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
第3-4(1) 統計リソースの計画的な確保及び再配分と最適配置等 イ 地方公共団体との連携・支援	<p>① 国が都道府県の統計主管課などの地方統計機構に委託する事務等について、地域に応じた手法の見直しや高度化を促進することとし、総務省は、本年度中に、地域ごとの事務等の状況やそれを取り巻く環境を具体的に把握するとともに、来年度から2年間、協力の得られた地方統計機構で見直しや高度化を試行的に行い、これらを踏まえて、2020年度から取組を本格化させる。このため、総務省は、見直しや高度化のメニューと支援策を含む地方統計機構の将来ビジョンを策定し、これを活用して見直し・高度化プランを提案する地方統計機構に必要な支援を行う。</p> <p>② 地方統計機構の提案等に基づく接触困難な報告者への対応や調査環境改善等を行う体制を整備する。</p> <p>③ 総務省は、各府省と連携し、地方統計機構の実情や利活用ニーズ等も踏まえつつ、地域ブロックの標準化、都道府県別表章の充実に向けた上乘せ調査の支援、推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を進め、結論が得られた取組から順次実施する。</p> <p>④ 総務省は、地方統計機構の職員を国の統計機構で受け入れてOJTと研修で育成する枠組や、地方統計機構の要請により国の統計機構の職員を派遣する枠組を整備する。</p> <p>⑤ 統計研究研修所を活用しつつ、オンライン研修の充実、優れた分析の事例や技術等に関する情報の定期的な提供等を推進する。</p> <p>⑥ 地域の大学等の専門家の活用等の先進事例の横展開を含め、大学等と地方統計機構との連携を強化する。</p> <p style="text-align: center;"><b>現行基本計画の該当項目</b></p> <p>⑦ 報告者の特性も勘案した適切かつ効率的な調査手法を検討するなどして、引き続き地方公共団体の業務量の軽減及び中長期的な観点からの業務量の平準化を図るとともに、地方公共団体のニーズを踏まえつつ、地域別表章の充実・支援を実施する。 (平成26年度から実施する)</p> <p>⑧ 統計調査事務地方公共団体委託費については、試行検証の結果や都道府県の意見も踏まえつつ、配置実態を反映した交付対象範囲に見直す方向で検討する。(平成27年度末までに結論を得る。)</p>
<b>これまでの統計委員会の意見</b>	-
<b>各種研究会等での指摘</b>	-

<p><b>担当府省の取組状況の概要</b></p>	<p>⑦ 各府省は統計調査の企画に当たり、国直轄調査の導入、オンライン調査の対象範囲拡充、照会対応業務の民間委託、準備期間等の拡大など地方公共団体における業務量の軽減及び平準化を図るとともに、都道府県別結果等を追加するなど地域別表章の充実を図っている。</p> <p>⑧ 統計専任職員の対象範囲等の見直しは、再任用短時間勤務職員を対象とすることについて、試行検証を経て、配置を希望する都道府県に対応できるよう、平成29年度から交付対象とした。(都道府県あて、平成29年4月1日通知)</p>
<p><b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</b></p>	<p>○ 地方公共団体は、各府省が作成する統計の精度確保という側面のみならず、地方における統計利用や普及啓発等に当たって重要な役割を担っている。一方で、国・地方公共団体を通じ厳しい財政事情の中、地方公共団体における統計リソースは減少傾向に歯止めがかからない状況となっている。このため、各府省は、民間事業者が優れたノウハウを有する業務を中心に民間事業者を積極的に活用することを含め、報告者の特性も勘案した適切かつ効率的な調査手法の採用を検討するなどして、地方公共団体を經由する統計調査の精査や、地方公共団体の業務量の軽減等に引き続き取り組むことを、本文に記載する必要があるのではないか。(⑦)</p> <p>○ 再任用短時間勤務職員の配置を希望する都道府県に対応できるよう、統計専任職員の対象範囲を見直したことは評価できる。一方で、国が都道府県の統計主管課などに委託する事務等について、地域の実状に応じた調査・審査手法の見直しや高度化等を促進するため、協力の得られた地方公共団体において実施する試行運用の結果も踏まえ、取組を本格化させることを、本文に記載する必要があるのではないか。その際、総務省は、地方公共団体や関係府省と連携して地方公共団体における業務の見直しや高度化等のメニューや支援策を策定し、これを活用することで地方公共団体における見直し・高度化プランの作成を支援する必要があるのではないか。(①、②、⑦、⑧)</p> <p>○ 総務省は、関係府省と連携して、地方公共団体の実情や利活用ニーズ等を踏まえつつ、都道府県別表章の充実に向けた上乘せ調査などの技術面での支援や推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を行うなど、地方公共団体に対する必要な支援・検討等を進める必要があるのではないか。(①、③、⑦)</p> <p>○ 総務省は、関係府省と連携し、地方公共団体の職員を関係府省が受け入れてOJTと研修で育成するための手法・留意点等や、地方公共団体の要望に応じて関係府省の統計職員を派遣するための手法・留意点等を整理するなどして、地方公共団体との人事交流の活発化に取り組む必要があるのではないか。(④)</p> <p>○ 総務省は、統計研究研修所におけるオンライン研修の充実、優れた分析事例や技術等に関する情報の定期的な提供等により、地方公共団体への支援を充実・強化する必要があるのではないか。(⑤)</p> <p>○ 地方公共団体の人的支援等を行う観点から、地域の大学等の専門家の活用等の先進事例の情報提供や専門家リストの作成・提供など、大学等と地方公共団体との連携を強化する必要があるのではないか。(⑥)</p>

	<p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計調査の環境改善に向けて、平成30・31年度に広報啓発や関係団体等への働きかけの強化、新たな若手調査員の確保など、統計調査の環境改善対策を中心に、試行的な調査手法の見直し、高度化等の取組を行う都道府県を対象に支援を行い、その結果や関係府省、地方公共団体の意見も踏まえつつ、地域の実情に応じた統計調査の環境改善のメニューや支援策を策定し、これを活用することによる統計調査の環境改善に向けた地方公共団体における調査手法の見直しや高度化等の取組の支援を、平成32年度から本格的に実施する。（総務省）</li> <li>○ 関係府省と連携して、地方公共団体の実情や利活用ニーズ等を踏まえつつ、都道府県別表章の充実に向けた上乘せ調査などの技術面での支援や推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を行うなど、地方公共団体に対する必要な支援・検討等を進める。（総務省、関係府省）</li> <li>○ 「ビッグデータ等の活用」（10/19 共通基盤WGで審議済）において、内閣府が行うとされた、物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けた研究の進捗状況を踏まえ、地方公共団体の統計分析等への活用可能性について検討を行う。（総務省）</li> <li>○ 地方公共団体におけるニーズを踏まえつつ、人事交流時の研修プログラムや人事交流の手法・留意点等、国における受入ポストや人事交流の仲介機能の整備など、人事交流の促進に有効と考えられる方策を、平成30年度までに整備する。その上で、これらの方策を活用し、地方公共団体の要望に応じて柔軟な形で地方公共団体との人事交流の実施を進めるとともに、その成功・支障事例等を関係府省・地方公共団体間で共有し、取組の改善を図る。（総務省、関係府省）</li> <li>○ 国・地方公共団体の統計部門間において、優れた分析事例や推計技術等を情報共有する方策について、平成30年度から検討し、速やかに情報共有を行う。（総務省）</li> <li>○ 地方公共団体の人的支援等を行う観点から、地域の大学等の専門家の活用等の先進事例の情報提供や専門家リストの作成・提供など、大学等と地方公共団体との連携を強化する。（総務省）</li> </ul>
<p><b>備考（留意点等）</b></p>	<p style="text-align: center;">—</p>